

令和2年5月1日提出

# 令和2年5月市議会臨時会議案

白 河 市



議案第 55 号

## 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第 3 号 白河市新型コロナウイルス感染症対策資金貸付基金条例

令和 2 年 5 月 1 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

## 白河市新型コロナウイルス感染症対策資金貸付基金条例

### (設置)

第1条 白河市新型コロナウイルス感染症対策資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、白河市新型コロナウイルス感染症対策資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (基金の額)

第2条 基金の額は、1億円とする。

2 市長は、必要があるときは、一般会計の歳出予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年4月13日

白河市長 鈴木和夫

議案第56号

## 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第4号 令和2年度白河市一般会計補正予算（第1号）

令和2年5月1日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 57 号

## 白河市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

白河市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年白河市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 1 条の 2 の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付  
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 5 月 1 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

## 白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険条例（平成 17 年白河市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 6 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

8 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

9 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

10 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

11 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第 9 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

12 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、

同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

13 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白河市国民健康保険条例附則第8項から第13項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和2年5月1日提出

白河市長 鈴木和夫



